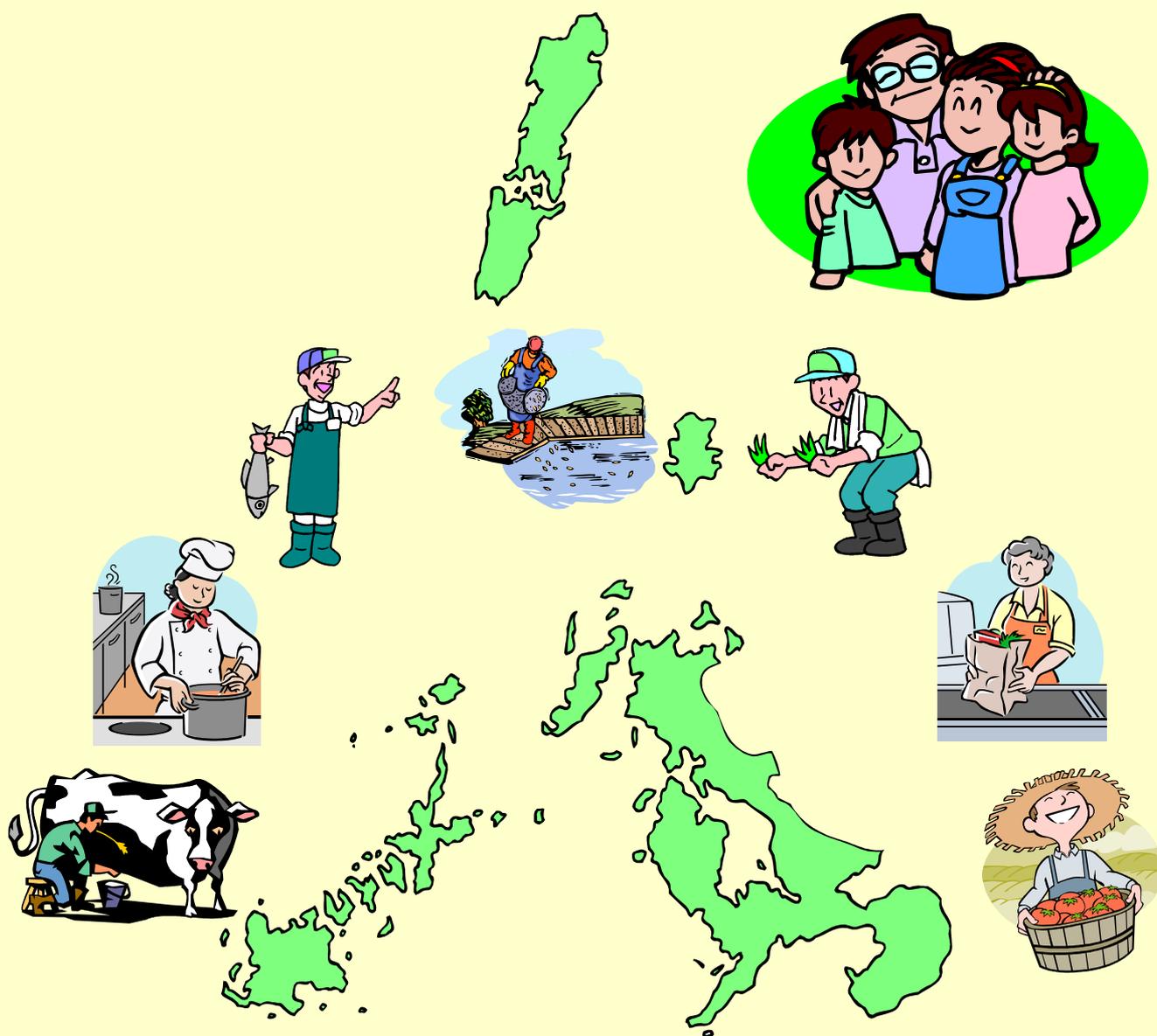


長崎県における食品の安全・安心確保 基本指針に基づく施策の実施計画



平成19年12月
長崎県



目次

第1章 基本指針に基づく施策の実施計画の位置づけ・性格	3
第1節 計画の位置づけ	
第2節 計画の期間	
第3節 計画の構成	
第4節 進行管理	
第2章 基本指針に基づく施策の実施計画	4
生産から消費までの食品の安全性の確保	
第1節 生産段階における安全・安心確保	4
農産物の安全・安心確保	4
畜産物の安全・安心確保	6
水産物の安全・安心確保	7
第2節 製造・流通・販売・消費段階における安全・安心確保	9
(1) 製造・加工・調理段階における安全・安心確保	
監視指導體制の強化	9
食肉検査体制の強化	11
(2) 流通・販売段階における安全・安心確保	
監視指導體制の強化	12
輸入食品の安全対策の強化	13
食品表示に係る指導及び監視体制の強化	14
(3) 消費段階における安全・安心確保	
消費者による食品表示適正化等の推進	16
食品衛生に関する正しい知識の啓発	17
第3節 食品の安全性確保体制の充実	18
(1) 調査・研究及び試験検査	
食品の安全管理に関する調査・研究の推進	18
試験検査体制の充実	21
(2) 危機管理体制の整備	
危機管理体制の強化	22
食に関する理解促進と安心の提供	
第4節 県産食品の推奨	24
地産地消の推進	24

県産食品の推奨	26
第5節 関係者間の連携・協働の推進	27
技術的支援	27
地域で活動する組織や団体との連携強化	28
第6節 消費者に対する安全・安心への理解促進	30
正確な情報の公開	30
リスクコミュニケーションの充実	32
食の安全・安心につながる食育の推進	33
用語の解説	35

第1章 基本指針に基づく施策の実施計画の位置づけ・性格

第1節 計画の位置づけ

本県では、平成15年2月に「長崎県における食品の安全・安心確保基本指針」(以下「基本指針」という。)を策定し、策定から5年が経過した平成19年度には、基本指針の見直しを行ったところです。

この計画は、「基本指針」に沿った取り組みを総合的・計画的に推進していくための具体的な施策について記載したものです。

第2節 計画の期間

計画の期間は、平成20年度から22年度までとします。

第3節 計画の構成

この計画は、基本指針に掲げる6つの施策の柱をもとに、現状・課題と計画期間中に実施する具体的な施策内容及び数値目標を記載しています。

第4節 進行管理

実施計画については、「長崎県食品安全・安心推進会議」が進行管理を行うとともに、必要に応じて年度ごとに改定します。さらに、「長崎県食品安全・安心委員会」へ年度ごとの結果について報告し、意見を求めるものとします。

第2章 基本指針に基づく施策の実施計画

生産から消費までの食品の安全性の確保

第1節 生産段階における安全・安心確保

農産物の安全・安心確保

現状と課題

県では、平成15年12月に「人と環境にやさしい長崎県農林漁業推進条例」を制定し、安全・安心な農産物の供給体制の確立に努めています。しかし、農薬の不適正使用に関する問題は現在も顕在化しており、県民の農産物の安全性に対する関心は非常に高くなっています。

平成18年5月には残留農薬に関するポジティブリスト制度が施行され、農薬の適正使用の徹底を含めて、農作業の工程管理を一層推進することが課題となっています。

施策の内容

〔農薬使用管理に関する啓発・情報提供〕

農薬の安全使用に関するチラシや手引き書の配布により、農薬使用管理に関する啓発及び情報を提供します。 (農業経営課)

ポジティブリスト制度に対応したながさき農林業情報システム(病害虫防除基準)を構築し、農薬の適正使用に係る情報を生産者に提供します。

(農業経営課)

〔農薬リスク管理集団の育成〕

農産物の安全性を高めるための管理方法等を定めた長崎県版 GAP に取り組む集団の育成を行うとともに、農産物のトレーサビリティシステムの普及に努めます。 (農業経営課)

モデル生産集団を設定し、出荷直前の農産物の残留農薬分析結果に基づいた農薬の適正使用とリスク管理を推進します。 (農業経営課)

農協及び GAP 集団等、生産者団体は今後とも農産物の安全性確保を図るため残留農薬の自主検査を推進していきます。 (農業経営課)

〔化学肥料・化学合成農薬を低減した栽培の推進〕

土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行い、環境にやさしい農業生産方式を実践する農業者(エコファーマー)の認定・育成を行います。

(農業経営課)

特別栽培農産物認証制度をはじめとして、化学肥料・化学合成農薬の使用量を通常の1/2以下に抑える先進的な営農活動を推進します。

(農業経営課)

〔産地計画策定の推進〕

人と環境にやさしい農業を積極的に推進する園芸産地を育成するため、産地毎に産地計画の策定を推進します。

(農産園芸課)

数値目標

農産物の安全・安心確保(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
農薬安全使用チラシの配布戸数	45,000戸	45,000戸	45,000戸	45,000戸
ながさき農林業情報システム(病害虫防除基準)へのアクセス件数	-	3.2万件/月	3.2万件/月	3.2万件/月
GAP取り組み農業団体数	14団体	30団体	40団体	50団体
モデル生産集団設定数	-	2団体	2団体	2団体
エコファーマー認定者数	4,858人	5,300人	5,500人	5,700人
化学肥料・化学合成農薬を1/2以下に低減した営農活動面積	35ha(特別栽培農産物)	550ha	600ha	660ha
産地計画の策定産地数	91産地	110産地	110産地	110産地



GAP研修会



長崎県特別栽培農産物認証マーク

畜産物の安全・安心確保

現状と課題

飼料、飼料添加物については、原料輸入から畜産物として流通するまでの各段階において、成分規格検査や畜産物中の抗生物質等の残留検査などが行われています。また、動物用医薬品の購入・使用方法については、家畜保健衛生所による適正な販売・使用の指導が行われています。

飼料、飼料添加物、動物用医薬品の適正使用等による安全性の確保が、家畜衛生対策の強化、牛肉トレーサビリティの適正運用と併せて重要な課題となっています。

施策の内容

〔動物用医薬品等の適正使用等の徹底〕

特に、農家段階における飼料、飼料添加物、動物用医薬品の適正使用及び耳標装着の徹底に対する指導並びに流通段階における畜産物への残留の確認を行います。（畜産課）

〔BSE及び高病原性鳥インフルエンザ対策〕

24か月齢以上の死亡牛のBSE全頭検査を実施します。（畜産課）
県内の採卵鶏農場（9農場）を監視農場に指定し、年間8回、高病原性鳥インフルエンザウイルスの分離及び抗体検査を実施します。（畜産課）

数値目標

畜産物の安全・安心確保(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
畜産物中の抗生物質残留検査	300検体	300検体	300検体	300検体
動物用医薬品適正使用重点指導農家	89戸	89戸	89戸	89戸
個体識別耳標装着率	100%	100%	100%	100%
24か月齢以上の死亡牛のBSE全頭検査	100%	100%	100%	100%
高病原性鳥インフルエンザ検査羽数	720羽	720羽	720羽	720羽

水産物の安全・安心確保

現状と課題

食品の安全・安心に対する消費者の要求や関心の高まりに伴い、薬事法や食品衛生法の改正が行われています。養殖業においてもこれらの要求に対応する必要があることから、水産用医薬品等の適正使用や養殖魚適正管理のための巡回指導、抽出による水産用医薬品の残留検査を行っています。

消費者の健全な食生活を維持し、安全・安心な養殖水産物を提供するため、さらに適正使用を徹底する必要があります。

施策の内容

〔水産用医薬品等の適正使用の徹底〕

水産用医薬品等の適正使用及び養殖魚適正管理のための巡回指導を実施します。 (水産振興課)

養殖過程で使用される水産用医薬品について、抽出による残留検査を実施します。 (水産振興課)

養殖過程で投与した飼餌料及び水産用医薬品等の使用履歴の記帳を徹底します。 (水産振興課)

〔適正養殖の認証〕

生産した養殖魚が安全であるという情報提供能力を有する養殖業者に長崎県適正養殖業者認定証を発行する制度を推進します。(水産振興課)



適正養殖業者認定制度のロゴマーク

〔漁港における鮮度保持対策〕

陸揚げ時の処理水への清浄海水の導入等により、品質・衛生管理対策の強化を図ります。また、岸壁や浮棧橋等への防雨・防暑対策により、水産物の鮮度保持対策に努めます。 (水産基盤計画課)

数値目標

水産物の安全・安心確保(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
水産用医薬品等の残留検査	100検体	100検体	100検体	100検体
水産用医薬品等の適正使用指導(巡回指導漁協数)	養殖実施全漁協	養殖実施全漁協	養殖実施全漁協	養殖実施全漁協

長崎県適正養殖業者認定制度の認定基準

確認項目	確認書類	確認内容	理由
種苗 (稚魚・ 中間魚)	購入種苗履歴証明書 類、並びにその証憑書類 中間魚購入の場合、 生産から購入までの履 歴を証明する書類、並び にその証憑書類	種苗・中間魚導入に当た っては購入先、種苗生産業 者が明確であり、種苗の生 産履歴が明確であること。	種苗導入に当たって は、トレーサビリティの 観点から種苗の履歴情 報が必要不可欠であ る。
飼料	申請日直近1年間のう ち、委員会が指定した2 ヶ月間の作業記録簿、 並びにその証憑書類	飼料安全法に適合した餌 を使用すること。 生餌については、仕入先 が明確であること。	不適切な餌の投与を防 止する。
投薬	申請日直近1年間のう ち、委員会が指定した2 ヶ月間の作業記録簿、 並びにその証憑書類	未承認医薬品の使用禁止 水産用医薬品の適正使用	食の安全・安心確保 上、必須条件であり、ま た承認医薬品について も使用基準の遵守が必 要である。
養殖資材 (防汚剤)	申請日直近1年間のう ち、委員会が指定した2 ヶ月間の作業記録簿、 並びにその証憑書類 魚類養殖用安全確認 漁網防汚剤一覧と照合	漁網防汚剤を使用する場 合は、有機錫化合物を含 有しないものを使用す ること。	安全性が確認された物 を使用する必要がある。

第2節 製造・流通・販売・消費段階における安全・安心確保

(1) 製造・加工・調理段階における安全・安心確保

監視指導体制の強化

現状と課題

平成16年度より、都道府県等に食品衛生法に基づく食品衛生監視指導計画の策定が義務づけられました。県では毎年計画を策定し、食品製造施設や大量調理施設などの監視指導を行っています。また、県産品製造施設や給食施設に対しては、「長崎HACCP」の導入を推進しているところです。

今後は中小規模食品製造施設への「長崎HACCP」導入の推進と、ホテル、旅館、学校などの大量調理施設等に対する指導体制が課題となっています。

施策の内容

〔製造・加工・調理施設に対する監視指導〕

長崎県食品衛生監視指導計画に基づき、食品の流通の広域性及び営業の特殊性などを考慮して、効果的な監視指導を行います。（生活衛生課）
大規模食品製造施設や大量調理施設に対する専門的な監視を継続し、食中毒等が発生した場合に社会的影響の大きい食品営業施設での食品事故防止に努めます。（生活衛生課）

県産品製造施設や給食施設を中心にHACCP手法による衛生管理の導入及び導入済施設における衛生管理レベルの向上を図ります。

（生活衛生課）

〔食品事業者、集団給食施設等に対する啓発〕

関係機関と連携し、食品事業者等に対する食品衛生講習会の開催を推進します。（生活衛生課）

〔学校など給食施設における安全・安心確保〕

学校給食研修会や県学校給食研究協議大会等で関係者の資質の向上を図るとともに、学校の衛生管理体制の強化を図るための意識向上と、食品衛生に関する正しい知識の啓発に努めます。（体育保健課）

学校給食で使用する食材について定期的に細菌等の検査を行い、抽出した調理場について結果の報告を求め、安全な食材の確保に努めます。

(体育保健課)

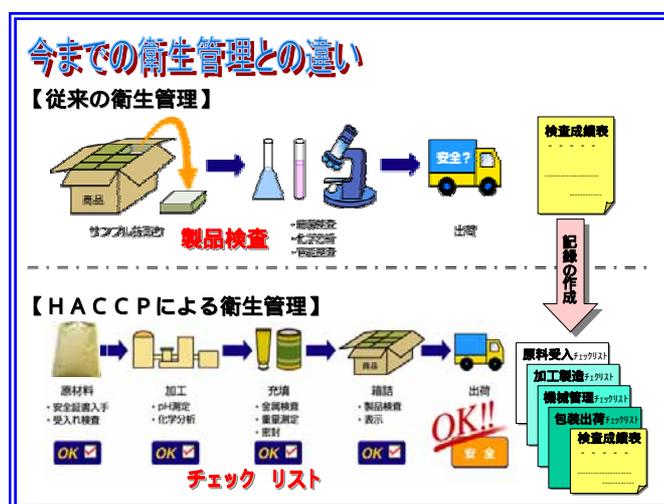
給食施設従事者研修会や給食施設巡回指導を行います。

(国保・健康増進課)

数値目標

製造・加工・調理段階における監視指導體制の強化(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
製造加工施設の監視件数	8,746件	8,000件	8,000件	8,000件
長崎HACCPの導入施設(累計)	63施設	80施設	90施設	100施設
食品営業者に対する講習会の受講者数	6,567人	7,000人	7,000人	7,000人
学校給食研修会参加者数	158人	160人	160人	160人
県立学校栄養士調理員等研修会参加者数	70人	70人	70人	70人
食材検査結果の報告対象(市町・県立学校数)	17市町 県立7校	17市町 県立4校	17市町 県立6校	17市町 県立5校
給食施設従事者研修会参加者数	746人	750人	750人	750人
給食施設巡回指導数	418件	450件	450件	450件



HACCPによる衛生管理

食肉検査体制の強化

現状と課題

食肉衛生検査所では、施設管理者、関係業者等にHACCP手法を取り入れた技術的指導・助言等を行うとともに、食肉・食鳥肉検査で得られたデータは生産者等に還元し、農林部と連携して家畜衛生・疾病予防対策に活用しています。また、BSE対策として、と畜検査員監督下でSRM（特定部位）の除去、廃棄等が行われており、徹底した食肉の安全性確保を図っています。

HACCP手法に基づく更なる衛生指導の充実や、海外悪性伝染病対策が課題となっています。

施策の内容

〔食肉検査体制の強化〕

食肉検査・食鳥検査により食用不適の食肉・食鳥肉の確実な排除を実施します。（生活衛生課）

安全・安心な食肉・食鳥肉づくりのため、食品衛生部局、農林部局、設置者及び生産者等の連携強化、情報交換を行います。（生活衛生課）

最新の疾病情報収集・知識の研鑽・食肉検査技術研修・食鳥技術研修に加えて、海外悪性伝染病への対策（情報収集、疾病に関する知識・防疫対策・診断法に係る研修）の実施を図ります。（生活衛生課）

生産者等へ、食肉衛生検査データの分析に基づいた衛生指導等を実施し、農林部局との連携のもと、健康な家畜の生産に対する支援を行います。

（生活衛生課）

数値目標

食肉検査体制の強化(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
食肉衛生検査データ提供農家の割合	71.9%	対象農家の75%	対象農家の75%	対象農家の75%
食肉衛生検査所情報誌発行回数	12回	12回	12回	12回

(2) 流通・販売段階における安全・安心確保

監視指導体制の強化

現状と課題

毎年策定する長崎県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設などに対して立入調査を行い、食品表示事項の確認や管理運営基準の遵守について監視指導を実施しています。また、市場等の食品及び容器の計画的な収去検査を実施し、成分規格や食品添加物の使用基準に適合しないものの排除、再発防止指導を行っています。

ポジティブリスト制度の施行に伴い、生鮮食品を取り扱う卸売市場に対する衛生確保対策の強化が課題となっています。

施策の内容

〔流通・販売施設に対する監視指導〕

長崎県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を充実強化することにより流通食品の安全確保を図ります。(生活衛生課)

計画的な収去検査により不良食品を排除し、流通食品の安全確保を図ります。(生活衛生課)

安全性の高い生鮮食料品を供給するため、農林水産部局と連携し、生鮮食品の流通拠点である卸売市場に対して、残留農薬検査や養殖魚の残留有害物質モニタリング検査結果に基づく衛生指導を実施します。(生活衛生課)

ポジティブリスト制度に対応するため、これまで検査対象としていなかった新たな農薬についても検査法の検討を行い、検査対象項目の一層の拡充を図ります。(生活衛生課)

数値目標

流通・販売段階における監視指導体制の強化(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
流通・販売施設の監視件数	10,116件	12,000件	12,000件	12,000件
食品検査件数	2,397件	2,300件	2,300件	2,300件

輸入食品の安全対策の強化

現状と課題

輸入食品については、検疫所において適法であるか審査及び検査を行っています。また、県内に流通する輸入食品については、食品衛生監視員が計画的に食品販売施設に立入調査し、食品衛生法に基づく表示事項の確認や輸入食品の収去検査を行い、食品添加物、残留農薬および成分規格基準検査を実施しています。

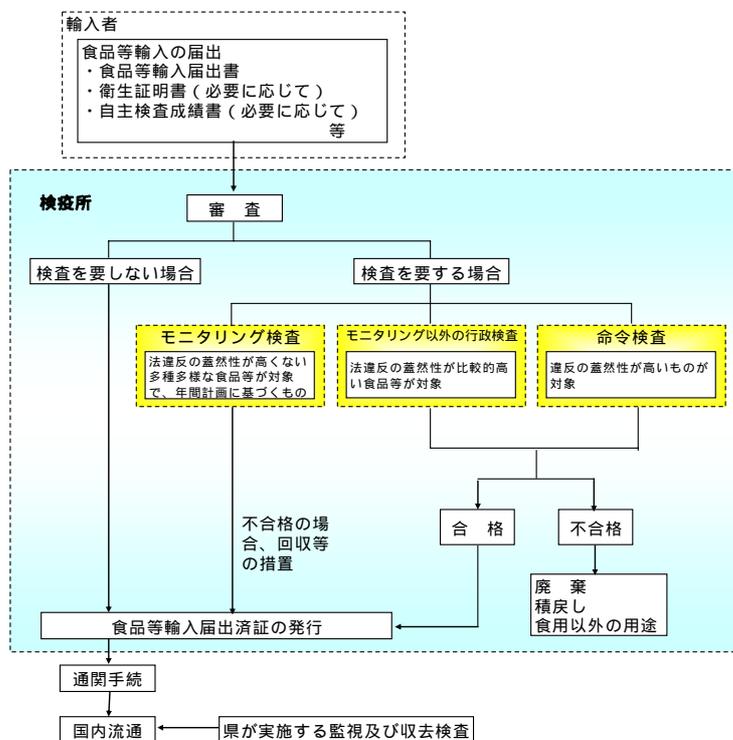
国とも連携し、県内に流通する輸入食品の効果的な監視や試験検査の強化を図るとともに、効率よい検査体制の確立が課題となっています。

施策の内容

〔販売段階における輸入食品の安全対策〕

長崎県食品衛生監視指導計画に基づき、計画的な監視や収去検査を行います。 (生活衛生課)

国の通知及び違反情報等を参考として、効率的な検査体制の整備を行います。 (生活衛生課)



輸入食品が国内に流通するまでの流れ

食品表示に係る指導及び監視体制の強化

現状と課題

販売段階において、JAS法に基づく巡回調査や、食品衛生法に基づく監視活動を行っており、表示違反が確認された場合は適正表示を指導しています。また、食品110番制度等で寄せられた情報に基づき、関係部局と連携しながら調査・指導を行っています。

今後は、小規模店舗における食品表示適正化の徹底や、製造者への指導及び販売者への監視活動の効率化、食品表示に関する県民への注意喚起が課題となっています。

施策の内容

〔関係法律に基づく監視・指導及び啓発〕

JAS法に基づいた県域の店舗調査を実施し、食品表示の適正化を図ります。改善を要する店舗に対する指導方法については、国と連携していきます。 (農産園芸課)

食品衛生法に基づく不適正表示食品の排除のため、効率的で効果的な監視指導を実施するとともに、製造業者や販売業者に対して食品表示に関するパンフレットを配布するなど適切な表示の啓発を進めます。

(生活衛生課)

景品表示法に基づく食品表示に関して適切な表示を行うよう指導するとともに、啓発に努めます。

(県民安全課)

健康食品等(無承認無許可医薬品)に関する監視指導、買上検査の充実を図るとともに、県民に対して正しい知識の普及啓発に努め、意識を高めることにより健康被害発生を防止します。

(薬務行政室)

食品110番制度や食品ウォッチャー制度により、食品の安全・安心に関する情報を受け付け、食品表示の適正化を図ります。

(食育・食品安全推進室)

食品ウォッチャーや食品110番に寄せられた情報に対して実態調査を行い、適切な表示や衛生管理を指導します。

(関係各課)

数値目標

食品表示に係る指導及び監視体制の強化(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
JAS法に基づく巡回調査店舗数	161店舗	160店舗	160店舗	160店舗
無承認無許可医薬品のおそれがある健康食品の成分検査	20件	20件	20件	20件

食品表示に関する主な法律

法律名	目的	主な表示事項又は表示禁止事項
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止	食品ごとに異なるが、一般的な表示事項は、「名称」「添加物」「消費期限」又は「賞味期限」「保存方法」「製造業者名」等
農林物質の規格及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	一般消費者の選択に資し、公共の福祉の増進に寄与	生鮮食品：「名称」「原産地」 加工食品：「名称」「原材料」「消費期限」又は「賞味期限」「内容量」「保存方法」「製造業者名」等
不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）	公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護	品質・規格その他の内容についての不当表示（優良誤認） 価格その他の取引条件についての不当表示（有利誤認） その他商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認される不当表示の禁止
不正競争防止法	事業者間の公正な競争を確保	商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途、数量等を誤認させるような虚偽の表示を禁止
健康増進法	国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進	健康保持増進効果について虚偽・誇大表示の禁止
計量法	適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与	特定商品のうち、容器又は包装に密封して販売する特定商品の正味量

(3) 消費段階における安全・安心確保

消費者による食品表示適正化等の推進

現状と課題

消費者の日常生活のなかで食品表示等を監視し、適宜情報提供してもらう「食品ウォッチャー制度」や、食品に関する苦情・相談等を受け付ける食品110番制度に基づき、必要に応じて当該法律を所管する部局による調査・指導を行い、食品表示の適正化を図っています。

食品ウォッチャーによる延べ調査店舗数は、制度開始時の3倍になり、消費者の食品の安全・安心への意識が高くなっており、食品ウォッチャーの育成や活動内容の充実が課題となっています。

施策の内容

〔食品ウォッチャー等による食品表示適正化〕

食品ウォッチャー研修会を開催したり、食品表示に関する情報を定期的に発信することで、食品表示制度に関する理解促進に努めます。

(食育・食品安全推進室)

消費者が活動することで、生産・流通関係者の食品表示等の重要性について意識を高め、不適正表示を減少させるよう努めます。

(食育・食品安全推進室)

各地区において、食品表示適正化に取り組む人材育成に努めます。

(食育・食品安全推進室)

数値目標

消費者による食品表示適正化の推進(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
食品ウォッチャー1人あたりの調査商品数	922件	950件	950件	950件



食品衛生に関する正しい知識の啓発

現状と課題

衛生講習会の開催や、広報誌・チラシ等により消費者に対して食品衛生に関する知識の普及・啓発活動や注意喚起を行っています。

一方で、ノロウイルス による集団感染や、フグ毒をはじめとする家庭での食中毒が度々発生しており、家庭における感染症対策、食中毒対策が課題となっています。

施策の内容

〔家庭・消費者に対する啓発〕

消費者団体に対して衛生講習会を開催するとともに、マスコミや広報誌等により食品衛生に関する情報を提供します。また、ノロウイルスやフグ毒による食中毒等の予防啓発について、ホームページを活用し情報発信を行います。 (生活衛生課)

家庭における「手洗い・うがい」の定着について、普段からの健康管理とあわせて保健所、市町等の関係機関と協力して周知・徹底をより強化します。 (医療政策課)

健康食品に関する正しい知識の普及啓発のため、講演会の開催やホームページ等を活用した違反事例の情報発信等に努めます。 (薬務行政室)



食中毒予防パンフレット



うがい・手洗い啓発パンフレット

第3節 食品の安全性確保体制の充実

(1) 調査・研究及び試験検査

食品の安全管理に関する調査・研究の推進

現状と課題

長崎県では、環境保健や農業、畜産業、水産業など、7つの試験研究機関が連携を図りながら食の安全・安心に関する調査・研究に取り組んでいます。また、生産部局や消費生活センターをはじめとした県の出先機関においても、試験検査や研究開発を行っています。

消費者の「食の安全・安心」への関心の高まりに伴い、農薬や抗生物質等の使用を減らした農畜水産物の生産が求められていますが、効率的な試験検査や商品性・生産性を損なわない技術の確立が今後の課題となっています。

施策の内容

〔農産物に関する調査・研究の推進〕

ジャガイモの重要害虫であるジャガイモシストセンチュウ に対して有効な土着天敵微生物を特定するとともに、応用した防除技術を開発します。
(科学技術振興課)

アスパラガスの重要病害虫の生態を解明し、環境改善や天敵利用など、薬剤だけに頼らない効率的防除技術を確立します。
(科学技術振興課)

温州ミカンにおける生理的・生物的・耕種的防除手法による防除技術を活用し、化学農薬散布回数を半減する病害虫管理技術を開発します。

(科学技術振興課)

〔畜産物に関する調査・研究の推進〕

採卵鶏農場を対象としたサルモネラ の汚染状況調査や、肥育牛・肥育豚・採卵鶏・ブロイラーを対象とした細菌の薬剤耐性発現状況に関する調査等を行います。
(畜産課)

〔水産物に関する調査・研究の推進〕

有害プランクトンの増殖特性を解明し、有害プランクトンの出現・発生育測技術を開発するとともに、現場関係者に技術移転します。

(科学技術振興課)

長崎県沿岸におけるビブリオ・バルニフィカス 汚染実態調査などを通じて、感染症患者の発生動向を明らかにし、予防対策マニュアルを作成します。(科学技術振興課)

〔食品衛生に関する調査・研究の推進〕

イノシシの病原体保有状況の把握や、日本脳炎ウイルス（JEV）におけるイノシシの関与調査などをもとに、病原体を保有するイノシシの特徴的な要因を解明し、野生動物感染症予防マニュアルと病原体保有状況を地域別に表したハザードマップを作成します。(科学技術振興課)

〔消費生活センターの取り組み〕

国民生活センターや各都道府県のテスト結果などの情報を登録、整理し、必要な情報を迅速に提供できるようにします。(県民安全課)
他の専門検査機関と連携し、検査体制の充実を図るとともに、商品テストに係る情報の収集に努めます。(県民安全課)

数値目標

食品の安全管理に関する調査・研究の推進(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ジャガイモシストセンチュウの防除技術の開発	(H17度開始) →	技術開発	-	-
アスパラガスの防除技術の開発	(H15度開始) →	技術開発	-	-
温州みかんの病害虫防除管理技術の開発	(H16度開始) →	技術開発	-	-
有害プランクトンの出現・増殖予測技術開発	(H19度開始) →	→ (H23度技術開発)		
ビブリオ・バルニフィカス予防対策マニュアルの作成	(H18度開始) →	マニュアル作成	-	-
感染症予防マニュアル及びハザードマップの作成	(H19度開始) →	→	マニュアル及びマップ作成	-

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
サルモネラ調査採卵鶏農場数	39戸	39戸	39戸	39戸
薬剤耐性菌の発現状況調査戸数	24戸	24戸	24戸	24戸



野生動物の病原体保有状況調査



採卵鶏のサルモネラ検査

試験検査体制の充実

現状と課題

平成9年度から食品衛生法により各検査施設に義務づけられた検査等の業務管理（GLP）について、県立の保健所、環境保健研究センター及び食肉衛生検査所の計12施設に適用しています。また、平成15年度末に本県の実状に即した「検査等の業務管理要綱及び関連要領」を定め、適正な業務管理を行っています。

検査技術の高度化に伴う職員の技術研修や、最新の専門的知識を修得する機会の創出が課題となっています。

施策の内容

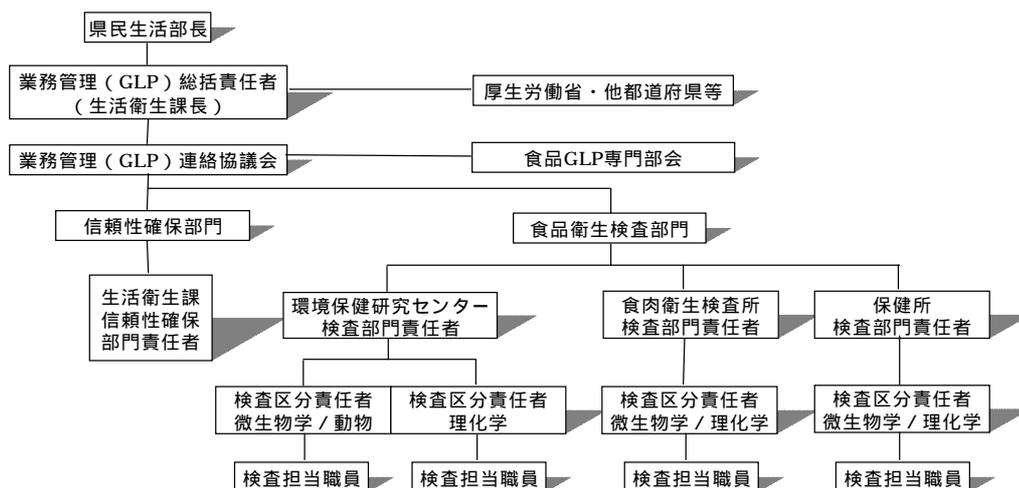
〔試験検査体制の充実〕

県の検査施設における検査等の業務管理要綱及び要領等により、外部精度管理 や信頼性確保部門 による内部点検を定期的を実施します。

（生活衛生課）

検査機器の整備及び検査員等の関係職員に対する検査技術の向上に係る研修を計画的に実施します。

（生活衛生課）



食品衛生検査施設における検査等の業務管理体制組織図

(2) 危機管理体制の整備

危機管理体制の強化

現状と課題

食品流通・販売の広域化、複雑化に伴い、危機発生時には早期発見と、迅速かつ適切な対応が必要です。食品の安全・安心確保のための危機管理体制については、マニュアル等を整備し、関係機関が連携して、まん延、健康被害、風評被害防止対策を講じることとしています。

危機発生時に、適切かつ円滑な対応ができるようマニュアルに基づく訓練等が必要であるとともに、最近増加傾向にあるノロウイルスや、フグによる食中毒対策などが課題となっています。

施策の内容

〔牛海綿状脳症（BSE）、高病原性鳥インフルエンザ対策〕

BSE、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の危機管理体制づくりに努めます。（食育・食品安全推進室）

関係者がお互いに情報を共有し、危機管理意識を高めるために、県内の地区ごとに、防疫会議を実施します。（畜産課）

高病原性鳥インフルエンザ発生時には、適切な健康管理と医療の提供を実施します。（医療政策課）

消費者に食品の安全性に関する正しい情報を提供し、風評被害発生防止に努めます。（生活衛生課、食育・食品安全推進室）

〔ノロウイルス、食中毒等の対策〕

腸管出血性大腸菌（O157等）や感染性胃腸炎（ノロウイルス等）の発生予防とまん延防止を図るため、保健所は関係機関との連携をより強化します。（医療政策課）

腸管出血性大腸菌などによる重大な健康被害が発生した場合等の危機管理体制を更に強化します。（医療政策課）

食中毒（疑いも含む）発生時には関係部局と連携し、迅速かつ的確に対応します。（生活衛生課）

主要な細菌性食中毒（サルモネラ、腸炎ピブリオ、腸管出血性大腸菌）、ノロウイルス、フグ毒、貝毒による食中毒発生防止の対策を重点的に実施します。（生活衛生課）

食品の流通量が多い時期には監視指導及び検査を強化し、食中毒予防対策を重点的に実施するとともに、食品衛生監視員の育成に努めます。

(生活衛生課)

数値目標

危機管理体制の強化(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
防疫会議の実施地区	6地区	6地区	6地区	6地区

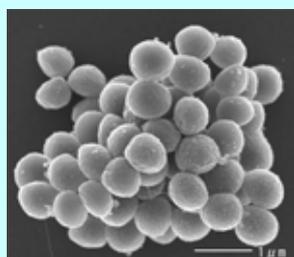


高病原性鳥インフルエンザ机上演習

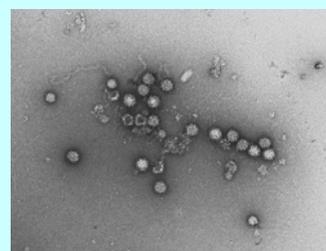
主な細菌・ウイルス



腸管出血性大腸菌O157



ブドウ球菌



ノロウイルス

(電子顕微鏡写真 国立感染症研究所提供)

第4節 県産食品の推奨

地産地消の推進

現状と課題

農産物については、顔の見える関係を求める消費動向と相まって、急増する農産物直売所を地産地消の基点とし、普及指導活動を行っています。また、水産物については、地域における連携体制づくりを支援し、県内産利用の定着化を図っているところです。

今後は、直売所における安全・安心対策、魚食普及活動を通じた地域水産物の拡大を図るとともに、学校給食を含めた需給体制の確立が課題となっています。

施策の内容

〔水産物の地産地消推進〕

地域水産物の魅力を再発見し、その活用を図るために、学校給食など地域内で消費する需給体制を確立するとともに、魚食講習会や魚の調理実習の実施などにより魚食普及を行います。（水産振興課）

〔農産物の地産地消推進〕

消費者と生産者の交流会等を開催することで、「地産地消」に対する共通理解を深めます。（農政課）

防虫ネットなどを活用した減農薬実証圃を設置し、減農薬栽培技術の普及を図るとともに、生産履歴記帳研修会の開催などにより生産履歴記帳を推進します。（農業経営課）

周辺直売所等とのネットワーク化を推進し、事業成果の効率的な波及を目指します。（農業経営課）

〔学校給食への地産地消推進〕

教育関係者や農業者等による「学校給食への地元農産物供給体制づくり」に関する研修会等を開催し、学校給食における地元農産物の利用率を高めます。（農政課）

地場産物を活用した「食に関する指導」を推進します。（体育保健課）

学校給食に地場産物を活用することにより、新鮮で安全な食材を確保するとともに、児童生徒の郷土理解のため、「学校給食における地場産物使用推進週間」を設定し、県内一斉に取り組みます。（体育保健課）

数値目標

地産地消の推進(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
農産物直売所の販売額	5.6億円	5.3億円	5.6億円	5.9億円
生産履歴公表直売所数	1か所	2.1か所	2.8か所	-
学校給食への地元食材供給組織の構築数	1.7組織	2.0組織	2.2組織	2.4組織
学校給食における県産品使用割合(重量比)	6.6%	6.5%	6.5%	6.5%
地場産物使用推進週間の実施	2.3市町	2.2市町	2.2市町	2.2市町



生産者の指導によるさといもの植え付け



減農薬栽培実証圃での指導

県産食品の推奨

現状と課題

県では、長崎県の農水産物の中から全国に通じる戦略商品を選定し、総合的なブランディング活動を行っています。適正養殖業者の認証を受けた水産物や長崎県特別栽培農産物の認証を受けた農産物など、「安全・安心」の付加価値を加えた県産食材についても推進しています。

今後は、他の産品を含めた総合的な「長崎」のアピールや、市場ニーズへの質的・量的に十分な対応、生産者への流通・消費者ニーズの伝達が課題となっています。

施策の内容

〔ブランドながさき総合プロデュース〕

これまでのブランディングの成功事例をもとに、本県産品のより一層の販路拡大とブランド化の推進を行います。(物産流通推進本部) 首都圏を中心に中京・関西圏までエリアを拡大しながら、関係部局と連携して安全・安心な県産品の認知度向上と販売量の拡大を行い、最終的には「長崎」そのもののブランド化を目指します。(物産流通推進本部)



長崎フェア

数値目標

県産食品の推奨(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
戦略商品の販売額	10.6億円	12.7億円	14.0億円	15.4億円
長崎フェアの開催企業数	-	6企業	6企業	6企業
食材キャンペーンの推進額	175百万円	211百万円	233百万円	256百万円

第5節 関係者間の連携・協働の推進

技術的支援

現状と課題

県では、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程を取得しようとする事業者や、「長崎HACCP」の導入を図る事業者に対して、食品衛生監視員による技術的助言を行っています。また、県の試験研究機関においては、食品の品質や安全性に関する技術相談等を行っています。

技術支援を行うにあたり、専門性が高い知識や技術が必要であることから、指導者育成や食品衛生監視員の技術向上が課題となっています。

施策の内容

〔技術的支援〕

各種研修会への派遣等を通じて、対EUや対米輸出水産食品製造施設の監視指導を実施する指名食品衛生監視員等の専門性の高い指導者の育成と食品衛生監視員の技術の向上を図ります。（生活衛生課）

農薬飛散を低減する技術の実証を行い、飛散低減技術（低減ノズル・遮蔽ネット・農薬の種類）を確立します。（農業経営課）

試験研究機関の開放や技術相談を通して、技術的な指導を推進します。（科学技術振興課）

数値目標

技術的支援(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
HACCP手法の指導者 養成講習会への派遣者数	6人	5人	5人	5人
飛散低減対策技術確立数	-	-	5技術	-

地域で活動する組織や団体との連携強化

現状と課題

「地産地消サポーター」を育成して、家庭や地域・組織等での「地産地消」の取組を推進したり、食品衛生協会と連携し食品関連業者に対する啓発活動等を行ったりしています。また、食生活改善推進員への研修会等を通じて、正しい食生活の普及や健康づくりを推進したり、生活学校が取り組む食育活動等への支援を行っています。さらに、産地ブランド品の魅力について大都市圏へPR活動を行っています。

今後は、活動内容の周知方法や展開策、会員の高齢化に伴う後継者問題、産地活性化対策が課題となっています。

施策の内容

〔食育活動団体や市町との連携〕

地産地消サポーターの所属する組織の代表者会議を開催し、消費者と生産者が連携した「ながさき農産物地産地消運動」の展開を図ります。

(農政課)

保健所別食生活改善推進員リーダー研修会を開催します。

(国保・健康増進課)

各市町で実施する学習会等への保健所栄養士の参加を推進します。

(国保・健康増進課)

新生活運動の実践団体である県内の生活学校の具体的な活動を呼びかけるとともに、地域で活動中の団体に対する生活学校運動への参加を呼びかけます。

(県民安全課)

〔食品衛生協会との連携〕

食品衛生月間(8月)での食中毒啓発活動(食中毒パレード等)及び営業許可施設への巡回指導等、食品衛生協会の協力を得ながら食品衛生思想の普及啓発に努めます。

(生活衛生課)

食品衛生協会と連携し、「営業の管理運営基準に基づく製品の衛生検査要領」に基づき、食品関係業者自らが行う自主検査の徹底を図ります。

(生活衛生課)

〔薬剤師会等との連携〕

県民が気軽に医薬品や健康食品に関する相談ができるよう、薬剤師会と

連携して「かかりつけ薬局」、「まちかど相談薬局」等の制度を推進します。
 (薬務行政室)

〔産地ブランド確立と活性化対策のための連携〕

産地ブランド商品の全国的な知名度向上と販路拡大を図り、全国的なブランドにするため、五島うどんを手始めとして、集中的に食の安全・安心や品質を向上させて販売促進活動やブランド化を推進し、産地の活性化を図ります。
 (物産流通推進本部)

数値目標

地域で活動する組織や団体との連携強化(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
食生活改善推進員リーダー研修会参加者数	1,026人	1,100人	1,100人	1,100人
長崎五島うどんの販売額	0億円	1.5億円	2.0億円	2.5億円



地産地消サポーター会議



食品衛生月間の啓発活動

第6節 消費者に対する安全・安心への理解促進

正確な情報の公開

現状と課題

「e - 農林水産ながさき」や「ながさき農林業総合情報システム」などのホームページにおいて、農水産物の食の安全・安心に関する情報提供を行ったり、平成「長崎俵物」に関する生産履歴システムの普及推進を行っています。また、食中毒情報や食品衛生監視指導状況、県の一般的な施策についても、広報誌やホームページを通じて情報提供を行っています。

今後は、その効率的な運用や、受け手側にわかりやすいコンテンツづくりが課題となっています。

施策の内容

〔生産段階における情報提供〕

平成「長崎俵物」の安全性やこだわりを関係者と一体となり、強く消費者にアピールすることで、認知度を深めていくとともに、一層の消費拡大を図っていきます。 (水産振興課)

直売所、グリーン・ツーリズム の他、農産物の安全・安心や、本県農林業に関する情報提供を行います。 (農業経営課)

〔食品衛生に関する情報提供〕

ホームページをより充実化し、食品衛生や食肉衛生検査に関する信頼できる情報を正確かつ迅速に提供します。 (生活衛生課)

〔食品の安全・安心に関する情報提供〕

「食品の安全・安心と食育」ホームページを充実させ、より多くの人に国や県の食品安全・安心に関する情報を正確にわかりやすく提供します。 (食育・食品安全推進室)

県内各市町に食品の安全・安心に関する情報を提供し、各市町の広報誌への特集記事等の掲載を推進します。 (食育・食品安全推進室)

数値目標

正確な情報の公開(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
「食品の安全・安心と食育」ホームページアクセス 件数	9,568 件/年	10,000 件/年	11,000 件/年	12,000 件/年



食品の安全・安心と食育のホームページ



平成「長崎俵物」

リスクコミュニケーションの充実

現状と課題

消費者、生産者、流通関係者、行政機関等が食品の安全・安心に関する情報を共有し、相互理解を深めるため、県内各地区で「食品の安全・安心リスクコミュニケーション（意見交換会）」を開催しています。

規模が大きくなると、多くの方との意見交換が可能ですが、参加者の理解度、満足度に差が出やすく、規模が小さいとより深い意見交換ができますが、参加者が限定され、一定の人に偏る傾向がみられるなど、実施方法や評価方法が課題となっています。

施策の内容

〔リスクコミュニケーション（意見交換会）の開催〕

食品表示、残留農薬問題など、県民のニーズにあわせて「食品の安全・安心リスクコミュニケーション」を開催します。（食育・食品安全推進室）
インターネットなどを利用して意見交換できる環境づくりを推進します。（食育・食品安全推進室）

〔各種講座を通じたリスクコミュニケーションの推進〕

県内各地で実施されている各種講座等に、「食品の安全・安心」に関するテーマを積極的に取り入れるよう推進します。（食育・食品安全推進室）
「県政出前講座」の活用により、食の安全・安心確保にかかる施策を幅広く県民に伝えていきます。（食育・食品安全推進室）

数値目標

リスクコミュニケーションの充実(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
食品の安全・安心リスクコミュニケーション開催数	9回	9回	9回	9回

食の安全・安心につながる食育の推進

現状と課題

近年、食に関する情報の氾濫により、正しい情報を適切に選別活用できない状況が見受けられます。県では、平成18年10月に「長崎県食育推進計画」を策定し、方針の一つとして「食品の安全性の確保」を掲げ、食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体・事業者、消費者間の意見交換を積極的に推進することとしています。

より多くの県民の方々が食に関する正しい知識を持ち、健全な食生活を実践できるよう、食育の推進を図ることが今後の課題となっています。

施策の内容

〔食育推進計画に基づく連携・協働体制の確立〕

「長崎県食育推進計画」に基づき、家庭・学校・地域の各ステージごとに、市町、団体等と連携、協働し、食に関する正しい知識を得る機会を増やします。 (食育・食品安全推進室)

地域での食育推進の基盤とするため、県内8地域において食育推進地域ネットワーク会議を設置し、市町、関係団体のネットワーク化と連携・協働体制を推進します。 (食育・食品安全推進室)

〔学校等における食育推進〕

各学校において食育指導全体計画を作成するよう、市町教育委員会担当者会や学校の管理職研修会、給食担当者会等で指導します。(義務教育課)

栄養教諭の計画的な配置による指導体制を整備し、各学校の食育指導全体計画に基づいた食育の更なる推進・充実を図ります。 (義務教育課)

研修会や県学校給食研究協議大会等で関係者に対して、学校給食における安全・衛生指導の重要性についての啓発と、優良事例の紹介等を行います。 (体育保健課)

〔地域における食育推進〕

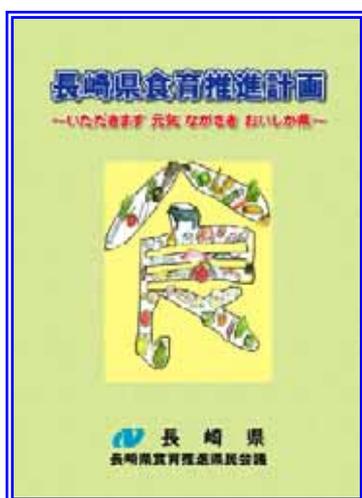
健康づくり指導者の研修をおこないます。 (国保・健康増進課)

長崎県健康づくり応援の店の登録を促進します。 (国保・健康増進課)

数値目標

食の安全・安心につながる食育の推進(目標年度・目標値)

数値目標設定項目	平成18年度 実績	平成20年度	平成21年度	平成22年度
食育指導全体計画を策定している公立小中学校の割合	43%	100%	100%	100%
健康づくり指導者研修会参加者数	110人	150人	150人	150人



長崎県食育推進計画(表紙)



食育推進地域ネットワーク会議



地場産物を活用するための栄養教諭と生産者の会合

【あ行】

エコファーマー（p 5）

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、県知事から認定された農業者。認定には土づくり、化学肥料・農薬の低減を一体的に行うことが条件となります。

SRM（特定部位）（p 11）

牛の頭部（舌、頬肉を除く。）、脊髄および回腸遠位部（盲腸との接合部位から2メートルに限る。）を指します。牛海綿状脳症の原因物質と考えられている異常プリオンが蓄積しやすい部位であり、人への感染リスクを低減させるためにと畜場で排除されます。

【か行】

海外悪性伝染病（p 11）

口蹄疫等の現在日本に存在しない家畜伝染病のうち、国内に侵入した場合、畜産及び国民の社会生活上に重大な影響を及ぼすおそれの強い悪性の伝染病。

外部精度管理（p 21）

検査管理運営基準（GLP）が導入された食品衛生検査施設において、データの信頼性をシステムとして確保するために実施されます。外部機関による試験品を検査することにより、食品衛生検査施設の検査精度を評価するものです。

グリーン・ツーリズム（p 30）

緑豊かな農山漁村において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。欧米諸国においては、国民的な余暇のスタイルとして定着しています。

検疫所（p 13）

港湾や空港で海外から持ち込まれた、もしくは海外へ持ち出す動物や食

品等が病原体や有害物質に汚染されていないかを検査する国の機関。

県政出前講座（ p 3 2 ）

おおむね 2 0 人以上の県民が参加するグループや会合等を対象に、県民からの申込みを受けて、県の事業や施策等について、県職員が直接出向いて説明し、意見交換を行う講座。

高病原性鳥インフルエンザ（ p 6 ）

以下の A 型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、七面鳥の病気。

国際獣疫事務局（ O I E ）の診断基準で強毒型と判定された A 型インフルエンザウイルス

H 5 又は H 7 亜型の A 型インフルエンザウイルス

【さ行】

サルモネラ（ p 1 8 ）

主に動物の消化管に生息する腸内細菌の一種。多くの種類を含み、その一部が食中毒の原因となり一般的にサルモネラと呼ばれています。対策としては、二次汚染防止、冷蔵保存、加熱調理等食中毒予防の基本を守ることが重要です。

G L P（ p 2 1 ）

Good Laboratory Practice の略。食品衛生検査施設においてデータの信頼性を確保するための実施基準。

ジャガイモシストセンチュウ（ p 1 8 ）

ジャガイモの根に寄生し、加害する線虫です。卵はシストと呼ばれる袋（メス成虫の体に変化したもの）で保護され、土壌中では 10 年以上生存することが知られています。

J A S 法（ p 1 4 ）

JAS 法の正式名称は「農林物資の規格化及び品質表示基準の適正化に関する法律」といいます。この法律は JAS 規格（日本農林規格）と食品表示（品質表示基準）の 2 つのことを定めており、この法律で定められたルールに従って身の回りの食品などには JAS マークや原産地などの表示が付い

ています。

収去（p 12）

食品衛生法第28条第1項に基づき都道府県知事等が必要と認めるとき、食品衛生監視員は必要な範囲で食品等を無償で得る権限を与えられており、この食品衛生監視員の行為を収去といいます。

食生活改善推進員（p 28）

市町村が開催する食生活改善推進員教育事業の教育を修了した者で、健康づくりのための食生活を通じたボランティア活動を行う者。

食品ウォッチャー（p 14）

県が委嘱した消費者が、日常の買物活動を通じて食品表示等の監視活動を行い、問題点等があれば県に情報提供してもらう制度。違反の疑い等があれば、当該法律を所管している部局による調査等を実施します。

食品衛生監視員（p 13）

食品衛生法第30条に基づき都道府県知事等が任命し、食品衛生法に規定された業務や食品衛生に関する指導を行います。保健所においては、食品検査、食中毒調査、食品事業者の監視・指導等を行います。

食品衛生監視指導計画（p 9）

食品衛生法第24条に、都道府県知事等は年度毎に食品衛生監視指導計画を定めること等が規定されています。長崎県においても平成16年度より食品衛生監視指導計画を策定し、これに基づき食品検査や食品事業者の監視指導を行っています。

食品衛生協会（p 28）

この計画の中では、社団法人長崎県食品衛生協会のことを指し、昭和36年社団法人日本食品衛生協会の長崎県支部として設立された団体。食品衛生講習会の開催や食品衛生指導員による巡回指導などを行っています。

食品衛生月間（p 28）

食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図ることを目的として、毎年8月を

食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進しています。

食品添加物（p 12）

食品製造の際に添加される物質。製造や加工に必要な製造用剤、風味や外観をよくする甘味料や着色料、保存性をよくする保存料や酸化防止剤、栄養強化剤等があります。

食品110番（p 14）

食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談・照会等を受け付ける直通電話制度。食育・食品安全推進室に設置しており、違反の疑い等があれば当該法律を所管している部局による調査等を実施します。

信頼性確保部門（p 21）

地方自治体等の食品衛生検査施設における業務管理が食品衛生法施行規則第37条に定められています。信頼性確保部門は、食品衛生検査施設の内部点検、精度管理、外部精度管理調査の事務等を行います。

水産用医薬品（p 7）

水産動物の疾病の診断、治療、予防に使用されることが目的とされるもの又は、水産動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的で使用されるもの。

成分規格基準（p 12）

食品衛生法では、食品や添加物について安全を確保するため規格や基準が定められており、規格や基準に適合しない製品は、製造、使用、販売が禁止されています。食品衛生監視員は、収去検査により成分規格基準に適合しない食品等が流通しないように監視指導を行っています。

戦略商品（p 26）

ブランドながさき総合プロデュース事業において首都圏、関西、中京圏の百貨店、高級スーパーにおいて展開する農水産物のこと。長崎びわ、長崎みかん、長崎さちのか、長崎アスパラ、長崎じゃが（アイユタカ）、長崎和牛、ごんあじ、長崎いさき（値賀咲）、長崎ふく、平成「長崎俵物」の10品。

【た行】

地産地消サポーター（ p 2 8 ）

県産品の愛用やPR、地域でのイベント等への積極的参画、郷土料理の伝承など、消費者、生産者それぞれの立場から、家庭や地域、組織等において「地産地消」推進の核となる人材。

腸炎ビブリオ（ p 2 2 ）

主に海産魚介類に付着し、それを生で食べることによって感染型の食中毒を起こします。高温では菌の増殖が早く、特に生食用魚介類は食べるまでの冷蔵保存が重要です。生の魚を真水でよく洗うこと、他の食品に付着させないこと、十分な加熱調理で予防できます。

腸管出血性大腸菌（ p 2 2 ）

大腸菌は、動物や人の腸管の常在菌です。大腸菌の一種である腸管出血性大腸菌はペロ毒素を産生し、人に出血性腸炎等を起こします。少量の菌でも感染性があり、感染症法では3類感染症に分類されます。調理従事者が感染した場合、菌の陰性確認まで就業制限がかかります。

動物用医薬品（ p 6 ）

専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品（病気の診断、治療、予防等に使用されることが目的とされているものであって、機械器具等でないもの等）。

特別栽培農産物認証制度（ p 5 ）

認証機関（現在、長崎県食品衛生協会）が県の慣行レベルに比べ節減対象農薬、化学肥料双方を5割以上減らして栽培された農産物を特別栽培農産物と認証する制度。

と畜検査員（ p 1 1 ）

と畜場でと殺される家畜を検査する獣医師。と畜場法に基づき、と殺される家畜の生体検査および解体検査を行い、必要に応じて更に詳しい精密検査を行って流通する食肉の衛生確保を業務とします。

トレーサビリティ（ p 4 ）

「トレース (trace): 追跡」と「アビリティ (ability): 可能性」の造語。

食品がいつ、どこで、どのように、生産、流通、販売されたか、その情報を誰でもいつでも追跡遡及し把握できる仕組み。

【な行】

長崎県健康づくり応援の店（p 33）

県民一人ひとりが健康づくりに取り組むことができるような環境整備を目的として、栄養成分表示や禁煙・分煙に取り組んでいる飲食店等として登録された店。

長崎県食育推進計画（p 33）

長崎県及び長崎県食育推進県民会議が、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民運動として展開させ、県民一人ひとりが自らの食について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう策定した計画。平成18年10月策定。

長崎県版GAP（p 4）

環境保全、農産物の安全性、農業者及び消費者の健康維持増進を目的に、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、また、記録を点検・評価し、改善点を見だし、さらに、次回の作付けに活用するという一連の管理手法。平成18年2月に策定。

「長崎HACCP」（p 9）

HACCPの考え方による衛生管理を長崎県内の給食施設や地場産品製造施設に普及させるため、独自のマニュアルを作成し食品事業者へ導入を進めています。導入施設に対しては評価を行い、申請があれば県のホームページへ掲載します。

ノロウイルス（p 17）

ノロウイルスは、非細菌性急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一種。二枚貝などによる食中毒の原因になるほか、感染したヒトの糞便や嘔吐物、あるいはそれらが乾燥したのから出る塵埃を介して経口感染します。

【は行】

ハザードマップ（p 19）

一般に災害予測図、危険範囲図と訳されています。この場合は、人間に

感染する病原体を保有する野生動物の分布地図を意味します。

H A C C P (p 1 1)

日本では「危害分析重要管理点」と訳されています。食品製造の過程で危害要因を科学的に分析し、それを除去するかまたは安全な範囲まで低減できる工程を常時管理する方法です。

B S E (牛海綿状脳症)(p 6)

牛の脳の中に空洞ができ、スポンジ状になる法定家畜伝染病。微生物によるものではなく、プリオンと呼ばれる蛋白質が関与していると考えられています。人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病との関連性が疑われており、食品等を介して人が感染することがないように万全の対策が取られています。

ビブリオ・バルニフィカス (p 1 9)

暖かい海水や汽水中に生息する細菌で、魚介類を媒介した経口感染と海水を通じて皮膚の傷から感染する経皮感染があります。肝臓疾患、免疫力の低下などを基礎疾患として持つ人や貧血の治療で鉄剤を内服している人が感染・発症すると、重篤な症状に至ることがあるので注意が必要です。

平成「長崎俵物」(p 3 0)

長崎県で水揚げされた旬の魚介類を使用するなど「長崎らしさ」を生かした水産加工食品。厳格な品質管理で高い信頼性を有する本県水産加工品のトップブランド。

ポジティブリスト制度 (p 4)

基準が設定されていない農薬等（農薬、動物用医薬品、飼料添加物）が一定量以上残留する食品等の販売を原則禁止する制度（食品衛生法）。全ての農薬に残留基準値が設定（基準は従来の残留基準、暫定基準がない場合、一律基準の0.01ppmが設定された）。平成18年5月29日から施行。

【ら行】

リスク管理 (p 4)

事故が起きる前に、有害性の程度やその起きる可能性を科学的に予測する「リスク評価」を行い、その結果を基にして、関係者からの意見を聞きつつ、リスクをなるべく小さくするために実施する対策。

リスクコミュニケーション（p 3 2）

消費者、事業者、研究者、行政機関その他関係者間で、情報を共有し、意見を相互に交換すること。食品安全基本法にその基本理念が規定されています。

